

任意継続組合員資格取得申出書

共済組合決裁欄		
事務局次長	係長	係員

(裏面の記入方法を参照に、太線枠内を記入してください。)

記号	番号		
組合名称	大阪市職員共済組合		
退職時に使用されていた所属所			
退職年月日	令和 年 月 日	退職時の標準報酬月額	第 級 円
掛金納付方法	(翌月以降に希望する納付方法を○で囲んでください。)		
	<input type="checkbox"/> 1. 毎月払い <input checked="" type="checkbox"/> 2. 6ヵ月分一括前納 <input type="checkbox"/> 3. 12ヵ月分一括前納		
給付金受取口座	どちらか希望する項目にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ①現在、登録している口座を引き続き給付金受取口座にする。 <input type="checkbox"/> ②現在、登録している口座から別の口座を給付金受取口座にする。 (別途、「任意継続住所変更兼給付金受取口座変更届」が必要です。)		
	*この受取口座は当共済組合から給付金等を振込むための口座です。 掛金の口座自動振替はできませんのでご注意ください。 掛金につきましては、所定の納付書により指定金融機関窓口で納付してください。		

大阪市職員共済組合理事長 様

上記のとおり申出ます。

令和 年 月 日			
住所	〒	□□□□	— □□□□□□
(フリガナ)			
氏名			
生年月日	(昭和)・(平成)	年	月 日
電話番号	()	—	

住所や電話番号の記載誤りにご注意ください。

共済組合使用欄			
組合員種別コード	10・16・30・41・74・()	喪失前異動	有・無
任継加入前組合員期間	年 月 日 ~ 年 月 日	受付日	
【経過措置】組合員みなし期間 あり・なし (令和4年10月1日に引き続く他の健康保険被保険者期間)	年 月 日 ~ 年 月 日		
	みなし期間確認 <input type="checkbox"/> 所属所 <input type="checkbox"/> 証明書添付		
組合員証等回収状況	所属・窓口・未回収 ()		

申出についての注意事項

この申出書は、任意継続組合員の資格取得を希望する際に、退職日の翌日から19日以内に当共済組合に提出するものです。

記入方法について

①記号、番号

- ・ 在職中に使用していた組合員証に記載されている記号、番号を記入してください。

②退職時に使用されていた所属所

- ・ 退職時の所属名（局、区名等）を記入してください。

③退職年月日

- ・ 退職日を記入してください。

④退職時の標準報酬月額

- ・ 退職時に適用されていた標準報酬月額を記入してください。

⑤掛金納付方法

- ・ 掛金の納付方法を選んで、○で囲んでください。
- ・ 掛金の納付については、納付書に記載されている納付期限までに納めてください。

⑥給付金受取口座

- ・ 給付金受取口座については、当共済組合から給付金等を振込む際に使用する口座です。
※掛金の引き落としをするための口座ではありませんのでご注意ください。
- ・ 現在登録している口座のまま変更しない場合は①に、変更する場合は②に、それぞれチェックしてください。
②にチェックした方は、「任意継続住所変更兼給付金受取口座変更届」を別途提出してください。

⑦申出日、住所、氏名、生年月日、電話番号

- ・ 組合員本人から申し出ていただきます。記入誤りのないようご注意ください。

【注意事項】

- ・ 被扶養者証につきましては、退職時点での被扶養者情報を引継ぎ、組合員証とともに交付しますが、就職等により被扶養者の認定要件を満たさなくなった方については、減員の手続きが必要となりますので、すみやかに当共済組合までご連絡ください。
- ・ 在職中の組合員証（被扶養者証等）については、使用できません。退職後はすみやかに返却してください。

令和4年10月1日共済組合加入者の任意継続組合員制度の経過措置について

退職日の前日までの組合員期間が1年未満で任意継続組合員となるための組合員期間要件をみたさないの方のうち、次の方については経過措置があります。

【対象者】

- ・ 令和4年10月1日に協会けんぽから共済組合へ移行し共済組合の短期組合員となった非常勤職員等
- ・ 令和4年10月1日に採用され共済組合の短期組合員となった非常勤職員等のうち、加入直前（令和4年9月30日）まで協会けんぽに加入していた方

【経過措置】

令和4年10月1日に引き続き被保険者加入期間を任意継続組合員となるための組合員期間とみなします。

【添付書類】

- ・ 『健康保険厚生年金保険資格取得・資格喪失等確認通知書』（最寄りの年金事務所で交付申請してください）

※退職時の所属所において、当該みなし期間の確認ができる場合は添付を省略できます。民間でお勤めの協会けんぽ加入期間などを通算する場合は、退職時の所属所において確認ができず、必ず証明が必要になりますのでご注意ください。